

特別な教育的支援を必要とする  
生徒の理解と対応

平成21年3月

徳島県立総合教育センター

## 目 次

特別支援教育に関する自己診断用チェックリスト .....	1
発達障害の理解	
【理解①】LDの生徒はこんなことで苦しんでいます .....	2
【理解②】ADHDの生徒はこんなことで苦しんでいます .....	3
【理解③】高機能自閉症等の生徒はこんなことで苦しんでいます	
具体的な対応	
【対応①】学校全体による支援 —共通理解を図る— .....	4
【対応②】授業の工夫 —生徒のつまずきに合わせる— .....	5
【対応③】不適切な行動への対応 —原因を探る— .....	6
【対応④】不適切な行動への対応 —特性を考慮する— .....	7
用語の解説 .....	8

### パンフレットの作成にあたって

学校教育法が一部改正され、平成19年4月から、幼稚園、小・中学校、高等学校等で特別支援教育が実施されています。

文部科学省が実施した全国調査によると、小・中学校の通常の学級において、特別な支援を必要とする児童生徒が約6%程度在籍しているとの報告が出されており、高等学校にも特別な支援を必要とする生徒が在籍していると考えられます。こういった幼児・児童生徒の「生きる力」を育むためには、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図ることが大切です。特別支援教育とは、このための適切な指導及び必要な支援を行うものです。

本県においては、すべての公立幼稚園・学校において校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど、学校全体で特別支援教育に取り組む体制づくりを進めてきました。

特別支援教育は、学級（ホームルーム）担任や教科担任等の限られた教職員だけが行うのではなく、学校全体で組織的に取り組むことが必要です。そこで、すべての教職員がこの主旨を理解し、特別支援教育に関する専門性を高めるための一助として、このパンフレットを作成しました。主な内容は、「発達障害の理解」と「具体的な対応」で構成されていますので、校内研修会等で御活用ください。

すべての教職員が発達障害への理解を深め、特別な支援を必要とする生徒に適切に対応することで、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう願っています。

◇ 特別支援教育に関する自己診断用チェックリスト

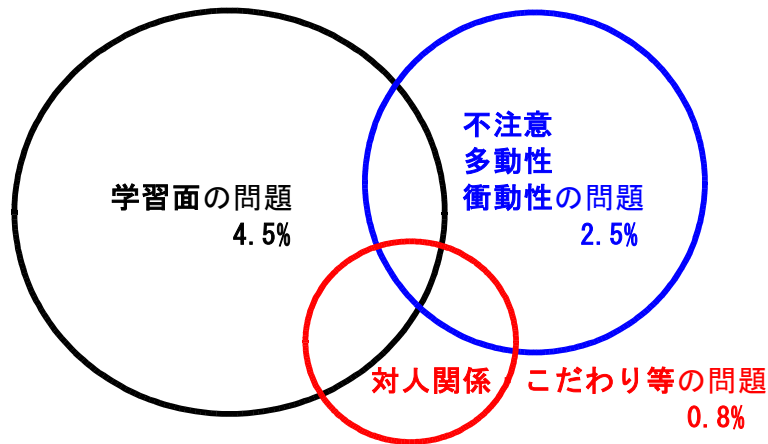
次のことについて知っていますか？ 自分でチェックしてみてください。 <input checked="" type="checkbox"/>		
1	LD, ADHD, 高機能自閉症等を含む, 特別な支援を必要とする生徒の通常の学級における在籍率	<input type="checkbox"/>
2	LD, ADHD, 高機能自閉症, アスペルガー症候群の原因	<input type="checkbox"/>
3	LD (学習障害) の生徒の状態像	<input type="checkbox"/>
4	LD (学習障害) の生徒の心理状態	<input type="checkbox"/>
5	ADHD (注意欠陥多動性障害) の生徒の状態像	<input type="checkbox"/>
6	ADHD (注意欠陥多動性障害) の生徒の心理状態	<input type="checkbox"/>
7	高機能自閉症, アスペルガー症候群の生徒の状態像	<input type="checkbox"/>
8	高機能自閉症, アスペルガー症候群の生徒の心理状態	<input type="checkbox"/>
9	特別な支援を必要とする生徒への学校全体の支援方法	<input type="checkbox"/>
10	個別の指導計画とは何か	<input type="checkbox"/>
11	個別の指導計画を作成して指導する手順 (サイクル)	<input type="checkbox"/>
12	個別の指導計画に記載する内容	<input type="checkbox"/>
13	特別な支援を必要とする生徒に対する授業の工夫	<input type="checkbox"/>
14	特別な支援を必要とする生徒の不適切な行動の記録をとる際のポイント	<input type="checkbox"/>
15	特別な支援を必要とする生徒が不適切な行動をとらないための予防的な対応	<input type="checkbox"/>
16	特別な支援を必要とする生徒が不適切な行動をとった際の対応	<input type="checkbox"/>

全部、知っていましたか？  
このパンフレットを読んだ後で、もう一度チェックしてください。

## ◇ 発達障害の理解

どの学級にも在籍しています

～約6%在籍の可能性を示唆した調査結果～



平成14年に文部科学省が実施した全国実態調査の結果によると、LD・ADHD・高機能自閉症等を含む、学習や生活の面で特別な支援を必要とする児童生徒が約6%程度の割合で通常の学級に在籍している可能性が示されました。

学校においては、LD等の診断の有無にかかわらず、生徒の生活上の困難や学習上のつまずきを理解し、適切な支援を心がけてください。

### 【理解①】 LDの生徒はこんなことで苦しんでいます

情報を処理する中枢神経系に何らかの先天的な機能障害があると推定されており、知的発達に遅れはないが、できることとできないことに著しいアンバランスがあります。そのため「やる気がない」「怠けている」と誤解されることが多く、本人は努力をしているにもかかわらず、できない苦しみをいつも抱えている生徒とみてください。

主  
な  
状  
態  
像

- **聞くことが苦手**
  - ・ 先生の話の聞いているが、理解していない
- **話すことが苦手**
  - ・ 話す内容があちこちとんで、まとまりがない
- **読むことが苦手**
  - ・ 文字や行をとばして読む
  - ・ 文章の内容を正しく読みとりにくい
- **書くことが苦手**
  - ・ 板書の文字を写せない
  - ・ 読みにくい文字を書く
  - ・ 簡単な漢字が書けない
  - ・ 作文が極端に苦手である
- **計算することが苦手**
  - ・ 簡単な計算に時間がかかる
  - ・ 数学の文章題を解くことが難しい
- **推論することが苦手**
  - ・ 筋道を立てて考えることが難しい
  - ・ 物事の因果関係を理解することが難しい

## 【理解②】 ADHDの生徒はこんなことで苦しんでいます

情報を処理したり、行動を抑制したりする中枢神経系のどこかに先天的な機能不全があると推定されています。だれでも努力すればできそうなことが、やりたくてもできない、実力が出し切れていないという思い（自己不全感）を抱えている生徒とみてください。

### 主な状態像

- **注意集中が苦手で、ケアレスミスが多い（不注意）**
  - ・活動に必要な物をなくしたり、忘れ物をすることが多い
  - ・話を聞きもらすことが多い
  - ・外からの刺激ですぐ気が散る
  - ・片づけができない（優先順位がつけにくい）
- **予測したり、考える前に直ちに行動を起こしてしまう（衝動性）**
  - ・思ったことをすぐ口にしてしまう
  - ・小遣いをすぐに全部使ってしまう
- **状況と無関係に常に多動で、極端なくらい活動的である（多動性）**
  - ・座っていてもいつも手が動いている
  - ・しゃべりすぎる

## 【理解③】 高機能自閉症等の生徒はこんなことで苦しんでいます

情報の入力や処理をする中枢神経系のどこかに先天的な機能不全があると推定されています。抽象的なことばを理解できなかつたり、場の雰囲気や相手の意図を読みとれなかつたり、先の見通しがたたないことに不安を感じたりして、困っている生徒とみてください。

### 主な状態像

- **対人関係がうまくいかない**
  - ・相手の感情や立場を理解できにくく、遠慮のない言葉を使うことがある
  - ・常識や暗黙の了解事項が理解できにくい
- **コミュニケーションに偏りがある**
  - ・会話が一方的であつたり、状況に合っていない言葉を使い、会話がかみあわない
  - ・含みのある表現を理解できず、字義どおりに受け取る
- **特定のものに興味を示したり、こだわったりする**
  - ・日常生活に支障をきたすほど、過度に特定のものに興味をもっている
  - ・日常生活に支障をきたすほど、自分が決めた独特な日課や手順にこだわる
- **感覚が過敏であつたり、鈍かつたりする**
  - ・特定の音に非常に敏感で耳をふさぐことがある
  - ・触れられたり、手を握られたりするといやがる
  - ・特定の生地の服を好む

\* 高機能自閉症等の生徒はADHDの症状を伴うことが多く、ADHDと重複した診断がされていることがあります。多動性・衝動性に惑わされずに、高機能自閉症等であることも想定して対応することが大切です。

LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群は、中枢神経系の機能障害・機能不全が原因と考えられています。そのため、本人が努力してもできにくいこと、変えられないことがあります。「できないことをできるように指導する」という視点も必要ですが、中学・高校生段階になると「得意なことを伸ばす」という視点がより大切です。

## ◇ 具体的な対応

### 【対応①】 学校全体による支援 —共通理解を図る—

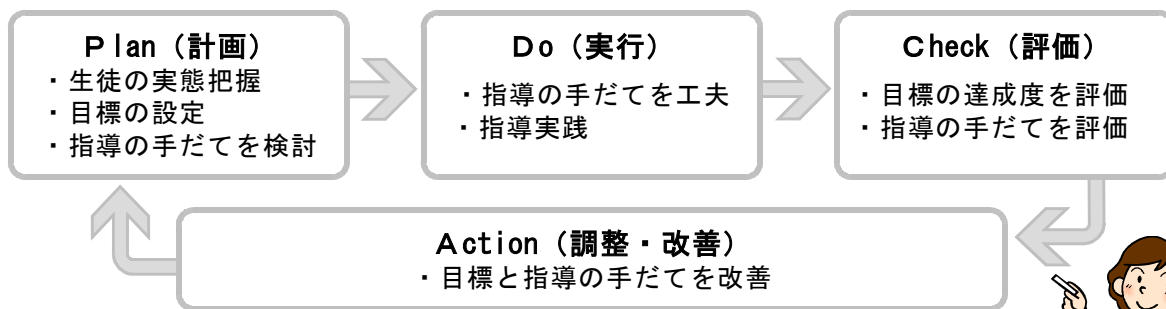
特別な支援を必要とする生徒は、**学校全体で支援する**ことが必要です。そのためには校内委員会を開催し、管理職や特別支援教育コーディネーター、関係する教職員が、特別な支援を必要とする生徒について共通理解することが不可欠です。また、特別支援教育巡回相談員など外部の専門家を活用することも有効です。

実際の指導にあたっては、生徒一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細やかな指導を行うために個別の指導計画を作成し、活用することが大切です。

### 個別の指導計画とは

生徒一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、方法を盛り込んだもの。

### 個別の指導計画を作成して指導する（P-D-C-Aサイクル）



### 集団行動が苦手な生徒の「個別の指導計画」の一例

目 標	指導の手だて（工夫）	評 価
学校生活のスケジュールに合わせて行動をする。	集合時間に遅れないために「〇〇時に来なさい」ではなく、「□□時に家を出なさい」というような指示の仕方にする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が行動を開始する時間を指示することで遅刻が1割程度になった。</li> <li>・ 教師が指示する時は、口頭の指示だけでなく、付箋などによる視覚的支援が効果的だった。</li> </ul>

生徒の実態に応じて達成可能な目標を設定する。

なぜ「できない」のか、その原因を考慮して、指導上どのような工夫ができるのかを考える。

「生徒の達成度」について、できるだけ具体的に評価する。「指導の手だて」についても、効果的であったか評価する。効果が認められないときには、別の「指導の手だて」を考える。

## 【対応②】授業の工夫 —生徒のつまずきに合わせる—

特別な支援を必要とする生徒は、視覚的・聴覚的な情報処理や記憶することの問題でつまずいていることがあるために、他の生徒にとっては何でもないことがとても難しい場合があります。

細かい配慮と**授業の工夫**が中学校や高等学校においても必要です。また、こういった配慮と工夫は、特定の生徒のためだけではなく、すべての生徒に効果的な工夫であると考えてください。

### 視覚的・聴覚的な情報処理や記憶することにつまずいていると・・・

- 教科書のどこを読んでいるのか分からなくなる。
- 漢字を書くと、バランスが悪く大きさがバラバラになる。
- アルファベットが鏡文字になる。
- 計算のスピードが遅い。
- 説明や指示を聞いているのに、行動できない。
- ノートをとるのが遅い。ノートをとろうとしない。



困難さを感じながら学習している生徒がいるのだから



### すぐにできる授業の工夫

- 細かい配慮
  - ・ 1回で多くのことを指示するのではなく、1回で一つの内容とする。
  - ・ 説明が理解できたか確認する。
  - ・ 複雑な課題や作業は、手順を書いて示す。
  - ・ 板書を書き写す時間を十分にとる。
- 視覚的・聴覚的な支援
  - ・ 板書をする時には、書くだけでなく書いた事柄を読み上げる。
  - ・ 説明する時には、生徒に口の動きを見せて注目させる。
  - ・ 図やグラフは見せるだけでなく、言葉でも説明する。
  - ・ 板書の文字は読みやすい大きさと丁寧で書き、色分けしたり行間などを工夫する。



他のことはできるのに、「どうして、こんなことができないんだ」「やる気がないのか」と、いらだちを感じる教職員もいると思います。

しかし、「できないこと」へのいらだちは、本人が一番強く感じていることです。

強く叱ってプライドを傷つけるより、できない原因を考え、生徒に**分かりやすい授業**をこころがけることが大切です。

### 【対応③】 不適切な行動への対応 —原因を探る—

特別な支援を必要とする生徒は、不適切な行動をとることがあります。  
なぜ、そんな行動をとったのか、その**原因を考え**、原因に合わせた**予防的な対応**をとることで不適切な行動を減らすことができるようになります。

#### 不適切な行動の原因として考えられること

たとえば

- 何をすべきなのかが分かっていなかった。
- 相手の意図を勘違いしていた。
- 感情のコントロールができなかった。

行動の原因を知るためには、記録が重要です。その行動の前後の様子も記録すると原因がわかりやすくなります



不適切な行動の原因が分かったら



#### 予防的な対応のポイント

##### ○ 生徒が見通しをもつための工夫をする

日程や手順に変更があった場合、その理由や内容が分からないことなどが原因で不安感が増し、不適切な行動をとることがあります。

生徒が見通しを持って活動できるように、前もって日程や手順を説明しておくことが大切です。全体への説明だけで分かりにくい場合は、個別の説明も必要です。

##### ○ 意図が伝わるように話す

説明や指示をした時に、話し手の意図とは違う意味に受け取ることがあります。

話をする時には、主語、目的語を省かず具体的に指示をしたり、皮肉、冗談を含む表現を避ける配慮が必要です。

##### ○ リラックスの方法を教える

自分の中に湧いてきた感情（怒りや不安）を言葉で表現できず、大声を出してしまったり、乱暴な態度をとってしまうことがあります。

こうなる前に、深呼吸をする、身体を動かす、その場を離れるなど自分に合った方法で気持ちを落ち着けることを教えておくことが大切です。



## 【対応④】 不適切な行動への対応 —特性を考慮する—

特別な支援を必要とする生徒が不適切な行動をとった時は、生徒の**特性を考慮した対応**のしかたが効果的です。適切なやりかたを具体的に教えることで、生徒の行動が改善されます。

### 特別な支援を必要とする生徒の特性

たとえば

- ものごとの因果関係を理解したり、その場の状況を把握することが苦手である。
- 常識や暗黙の了解事項が分かりにくい。
- 自分の気持ちや考えを適切な言葉で表現することが苦手である。



特性を考えると



### 対応のポイント

#### ○共感的な態度で接する

不適切な行動をとることになった原因を、言葉を補いながら生徒とともに整理する。  
「どうしてこういうことになったのか、一緒に考えてみよう」

**避けたい対応** 「またやったのか！何回言ったら分かるんだ！」といった一方的なしかり方は、生徒の自尊感情を傷つけ、不登校等の二次障害の原因にもなります。

#### ○常識的なルールと具体的な行動を教える

気持ちは理解できるが、行動は間違っていることをはっきりと示す。  
「君の腹が立った気持ちは、よく分かるよ。」  
「でも、〇〇をすることは絶対に許されないことです。」

**避けたい対応** 「いつものことだからいいわ。」と注意しないでおくと、生徒は不適切な行動をとっても許されることを学習し、また同じ行動を繰り返します。  
すべての行動を許容することは、ルールのない状況を作ることになります。

具体的にどのような行動をとるべきかを指導する。

「今度は、どう行動すればいいのか、一緒に考えてみよう。」

**避けたい対応** 「次からは、きちんとしてください。」という言い方では、生徒は何をどうすればよいのかわからず、行動の改善にはつながりません。

## ◇ 用語の解説

### LD (学習障害)

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

### ADHD (注意欠陥多動性障害)

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

出典：「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」 文部科学省, 2004

### 高機能自閉症

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

### アスペルガー症候群

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の遅れを伴わないもの。

### 発達障害

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

出典：「発達障害者支援法」より抜粋

## ◇ 参考資料

- (1) 「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」 文部科学省, 2004. 1
- (2) 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」 中央教育審議会, 2005. 12
- (3) 「特別な支援を必要とする子どもの参考資料」 徳島県教育委員会, 2004. 3
- (4) 「徳島県の特別支援教育の取り組み」 徳島県教育委員会, 2006. 3

※ これらの資料は、県教育委員会特別支援教育課のホームページからダウンロードできます。

---

特別な教育的支援を必要とする生徒の理解と対応

平成21年3月発行

徳島県立総合教育センター

〒779-0108 板野郡板野町犬伏字東谷1-7 TEL 088-672-5200

E-mail : tokubetsushien@mt.tokushima-ec.ed.jp

---

☆ このパンフレットは、文部科学省「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」により作成しました。